

スポーツ基本計画改正に対する JPSA/JPC の意見

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

政府の障がい者スポーツの所管が厚生労働省（2014 年 4 月に文部科学省に移管）であった 2012 年 3 月に公表されたスポーツ基本計画は、スポーツ基本法が示す「スポーツの権利や障がいの種類や程度を配慮したもの」など、健常者のスポーツから比較すると障がい者のスポーツには多くの課題が残されたままであった。今回の見直しでは、障がい者に対する現状のスポーツ施策については、課題の大きさ及び多さを考慮し、柱立てて組み立てるべきである。

健康のための身体運動については、これまで厚生労働行政で進められてきましたが、2015 年 10 月にスポーツ庁が設置され、文部科学省以外の省庁の連携が深くなったことで、スポーツ活動の中に含めて議論される時期にきている。

I スポーツの価値の明確化

スポーツ基本法の基本理念に「2 国民の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む」「3 地域における全ての世代の人々の交流が促進される」「4 心身の健康の保持増進 及び安全の確保が図られる」とあり、身体運動の日常化とスポーツの価値を分けて推し進め、健康で活動的な日本人を多くするために「身体運動の日常化」については、国が強力なリーダーシップを持ってムーブメントを起こすべきである。

1 身体運動の日常化 （詳細資料 別紙 1）

スポーツ基本法の基本理念「4 心身の健康の保持増進」が謳われている。

身体運動は、全ての国民が日常的に行うべきものである。人間は有史以降、身体を動かしながら生活を営んできたが、ここ 100 年の社会の発達により社会生活が大きく変化し、身体運動を伴わない職種が多くなり、身体運動の不足による生活習慣病の発生など、身体運動の重要性に対する認識が薄れている。今回の改正では「身体運動の日常化」について、学習指導要領をはじめ、全国民がその重要性が認識できる取り組みを進める。発育期の身体運動は身体の発育を増進させる。障がい者の場合は、その種類や程度によるが、健常者以上にその必要性が高い。

2 スポーツの価値 （詳細資料 別紙 2）

スポーツの価値は、スポーツ基本法前文や理念で謳っているとおり多岐にわたるが、特に人が生きていくうえで最も価値があるもののうち、精神的な効果、新たな取り組みに対する挑戦及び有効な人間関係の構築について強調する取り組みが必要である。

パラリンピックは、途中で障がい者になったあとの日常生活動作の訓練（リハビリテーション）にスポーツを取り入れたことで、競技スポーツ、エリートスポーツへと発展し、現在はオリンピック、サッカーワールドカップに次ぐ世界的な大きなイベントに育っている。

障がい者にとってスポーツは、運動機能の強化による日常生活の活性化、目標に向かっていく過程で養われる精神力の強化及び仲間と共に同じ目標に向かって進む過程で生じる有効な人間関係の構築、家庭に閉じこもりがちな障がい者が地域社会に参加する動機づけ、さらには、社会貢献など生活の目標ともなる価値ある方策となる。

Ⅱ 学校などにおけるスポーツの推進

スポーツ基本法の基本理念に「１ スポーツの権利」「２ 青少年の体力を向上、豊かな人間性を育む」「５ 障害の種類及び程度に応じ必要な配慮」が謳われている。障がい者のスポーツの環境は、教育（体育）、地域スポーツ、競技力向上、指導者や学術的研究などの場面で多くの課題が残されている。

１ 一般学校における障がい児童・生徒の体育の充実（詳細資料 別紙３）

（障がいのある児童や生徒のスポーツ権の確保）

現在の学校教育において、車いす使用、切断やその他障がいのある児童・生徒は保護者の希望により、一般学校に通学しているが、満足な体育の授業が受けられていない。このため障がい児童・生徒はパラリンピックスポーツの経験ができていない。一般学校に通っている車いすや下肢切断の児童・生徒の中には、スポーツ用の車いすやスポーツ用義足を使うことができれば、身体活動が飛躍的に広がり、スポーツの楽しさを体験することにつながり、すばらしい成功体験が可能となる。その児童・生徒のスポーツの権利を保障するために、障がいの種類や程度に応じた体育の充実を推進する。

一般校または特別支援学校に障がい者スポーツ推進校を設置し、スポーツ用車いすやスポーツ用義足などスポーツ用器具を準備し、一般校に通学している障がいのある児童・生徒を定期的に集め、合同体育（県レベルの取り組み）実施などの工夫により、障がいのある児童や生徒のスポーツ権を確保する。

２ スポーツ用器具について（詳細資料 別紙４）

障がい者スポーツには、障がいの種類により、個人毎にスポーツ用器具、スポーツ用車いす、スポーツ用義足、義手やその他補装具などが必要になる。スポーツ用車いすの費用は１台 30 万円、安価なものでも 10 万円くらいかかる。スポーツ用義足の費用は板バネ部分も 30 万円くらいかかり、その他、ソケット部分もスポーツに耐えうるものが必要になる。

車いす使用や下肢切断の障がい児童・生徒が、これらのスポーツ用具を希望しても個人負担が高額で所有することは難しい。さらに成長や競技力向上により、この用具の取り換えが必要となり、高額な費用負担が発生する。

車いす使用や切断のある障がい児童や生徒のスポーツ権を保障するために、障がいの認定時にスポーツ用器具の貸与制度を創設する。

また、用器具が合わなくなった場合に、用器具を交換するレンタル制度などの仕組みを作る。

このレンタル制度は、県レベルの取り組みが必要で、県立リハビリテーションセンター、大学、障がい者スポーツセンターなどの施設が拠点となり業者との連携により効率的な運営が望まれる。

3 特別支援学校におけるクラブ活動の活性化（詳細資料 別紙5）

オリンピックを頂点とする競技スポーツへの導入は、小学校時代の体育やスポーツ少年団を始めとし、中等学校、高等学校、そして大学と、健常児は成長過程ごとに準備されたスポーツに参加しチャンピオンを目指す環境が整っている。現在はクラブ活動の衰退がいられているが、健常児本人が望むチャンピオンスポーツの環境は身近なところに存在している。

これに対して障がい児童・生徒のスポーツ環境については、視覚障がい者や知的障がい者の特別支援学校では運動クラブが存在する。しかし、その実施されているスポーツの種類が限定され、パラリンピックやグローバルゲームズ（知的障がい者の国際総合大会）で実施されている競技（スポーツ）が実施されているとはいいがたく、また競技力強化の観点からもその環境は著しく低い状況にある。このため、体育の教員あるいは養護教員などへ障がい者スポーツ指導者資格の取得を推進する。

4 大学における選手強化、指導者養成、研究推進（詳細資料 別紙6）

現在のスポーツ大学（体育大学、医療系大学及びスポーツ有力校）は、必要なスポーツ施設の設置、オリンピックを頂点とするチャンピオンを目指す学生の競技力向上、学生自身が指導者になるための資質向上、最新のスポーツ医科学による支援体制と担当する教授による競技力向上の研究が実施されている。

現在、パラリンピック競技では切断者や視覚障害者の一部が体育大学で、主に陸上競技、水泳選手が一般の学生に混じって強化に取り組んでいる。しかし、車いす選手はまったく実績はない。

2015年12月1日に日本体育大学は、陸上競技部の中に障がい者アスリート部を発足させた。（現在、教授1人、片上肢切断女子アスリート2人）

このような現状から、障がい者の競技スポーツ課程を体育大学などに設置し、競技スポーツを目指す学生への強化対策、障がい者アスリートを指導する指導者の資質向上対策ならびに効果的な指導方法や科学的検証の研究などを充実させる。

5 障がい者スポーツの学術的振興の推進

障がい者スポーツの学術的な推進について、障がい者スポーツ全般については日本障害者リハビリテーションセンターや和歌山県立医科大学で、競技力向上では日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会や日本スポーツ振興センターで、その他大学の教員による本業以外のボランティア活動で実施されているが、総合的な推進ができていない状況にある。上記スポーツ大学による障がい者スポーツ課程の設置、国立障がい者スポーツセンターの設置や国立障害者リハビリテーションセンターによるこれらの機能強化などにより、障がい者が安全にまた効果的にスポーツ参加ができるための科学的な検証ができる環境を推進する。

1）重度障がい者の身体運動・スポーツの必要性や効果の検証

脳血管障がい、頸髄損傷、進行性筋ジストロフィー、重度脳性麻痺、精神障がい、知的障がい
内部障がい（内臓の障がい、心臓、呼吸器、腎臓、肝臓など）

2）運動強度の検証

脳血管障がい、頸髄損傷、進行性筋ジストロフィー、脳性麻痺、内部障がい

3）栄養摂取の検証

脊髄損傷、頸髄損傷、進行性筋ジストロフィー、脳性麻痺

4）科学的なスポーツ導入法の検証

6 リハビリテーション機関におけるスポーツの推進について

現在の医療機関におけるリハビリテーションは、保険点数が低く、またその期間も短く、中途障がい者がリハビリテーション期間で満足にスポーツの経験ができていない現状である。

障がい者にとってスポーツは、運動機能の強化による日常生活の活性化、目標に向かっていく過程で養われる精神力の強化及び仲間と共に同じ目標に向かって進む過程で生じる有効な人間関係の構築、家庭に閉じこもりがちな障がい者が地域社会に参加する動機づけ、さらには、社会貢献など生活の目標ともなる価値ある方策となる。

1) リハビリテーション期間の延長

中途障がい者がスポーツの価値が経験できるよう期間を延長する。

障がいの種類や程度によるが少なくとも1年間はほしい。

2) リハビリテーションに対する保険点数の引き上げ

無理な場合、有償でもリハビリテーション病院におけるスポーツ経験の環境を整備する。

3) 国立や県立のリハビリテーション病院におけるスポーツクラブの推進

障がい者がスポーツの日常化が継続できるよう環境を整備する。

Ⅲ 地域スポーツの推進施策について

障がい者スポーツが活性化することで、国民に対する障がい者理解が進み、その環境も大きく改善され、また、障がい者自身の自立や健康に維持・増進のみならず、バリアフリーの推進、誰もが住みやすい地域づくりの一助となる。今後のスポーツ推進については、健常者スポーツとともに発展していくことが望ましく、都道府県レベルのスポーツ行政の一元化を推進する。

現状、障がい者スポーツの振興の遅れによる、障がいに対する理解不足やサポート体制の脆弱さなど、健常者スポーツ施策から大きく遅れている障がい者スポーツ振興について、以下の事業等の実施により、障がい者スポーツの充実を進める。

1 スポーツ所管の健常者スポーツとの一元化推進

1) 都道府県・指定都市のスポーツ所管の一元化推進

現状、佐賀県、東京都、福島県、鳥取県、滋賀県、神奈川県と福岡県が一元化を実現されており、今後さらなるスポーツ所管の一元化を進める。

2) 障がいの有無で参加機会に不公平が起きない各種事業の実施。

3) 日本体育協会公認指導員と日本障がい者スポーツ協会公認指導者の連携によるスポーツ教室、イベントの開催による相互理解と情報の共有。

4) 都道府県体育協会と都道府県障がい者スポーツ協会の連携強化 共催事業の展開

2 市区町村における障がい者スポーツイベントの実施の推進

1) スポーツ教室など導入イベントの実施

2) イベント参加者のスポーツの日常化の推進

- 3) 日常化した障がい者のレベルアップの取り組み→選手強化
- 4) 総合型地域スポーツクラブへの障がい者スポーツの導入を推進する。
- 5) 障がいの有無に関係なく参加できる障がい者スポーツ事業の開催

3 医療機関などからのスポーツ導入推進

- 1) 中途障がい者・在宅障がい者がスポーツに参加できる情報提供推進
- 2) 医療機関及び福祉サービス機関の職員に対する障がい者スポーツの理解促進

4 精神障がい者スポーツの推進

精神障がい者及び知的障がい者の健康の維持・増進や社会的自立に大きく貢献できるスポーツ環境整備を推進する。

- 1) 身体運動やスポーツの効果
 - ① 規則正しい生活習慣の獲得
 - ② 仲間との協調性の向上
 - ③ 競技スポーツ参加による意思の強化や計画性の獲得。
- 2) スポーツ教室など導入イベントの実施
- 3) クラブ活動の活性化

5 重度障がい者のスポーツ推進

重度障がい者がより健康で日常生活を活動的に過ごすことができるようスポーツ環境整備を推進する。

- 1) 身体運動やスポーツの効果
 - ① 規則正しい生活習慣の獲得
 - ② 仲間との協調性の向上
 - ③ 身体機能の維持及び増進
- 2) スポーツ教室など導入イベントの実施
- 3) クラブ活動の活性化

IV 競技力向上施策について

政府の基本的な考え方は、健常者のスポーツで実施されているスポーツ施策は、障がい者スポーツにも導入すると認識しており、大きく遅れている現状を、追いつくために以下事業の充実を進める。

1 競技力向上対策

- 1) 国内外での強化合宿やチーム派遣の充実
- 2) 専任スタッフ（コーチ）の増加
- 3) パラリンピック競技団体（NF）の基盤整備の支援・充実
パラリンピックサポートセンターとの連携（2021.3 まで）
- 4) オリンピック NF とパラリンピック NF の連携推進

2 選手強化の環境整備の充実

1) 中央の強化拠点の整備

- ① NTC 及び JISS の共同利用化の更なる充実
- ② NTC の拡充による強化推進
- ③ 競技別 NTC 拠点の追加指定による強化推進

2) 日常の練習環境の整備

- ① 障がい者の利用に適した日常練習施設の推進
- ② 練習場所・コーチの確保や医科学支援など
- ③ 社会環境の整備
企業等へのアスリート雇用など推進
- ④ アスリート助成等の充実（競技に専念できる環境整備）

3 国際総合競技大会派遣

日本代表選手団の村内・村外強化支援体制の環境整備の充実

- ① ハイパフォーマンスサポートハウスの設置
- ② 医科学サポート

4 東京2020に向け国際大会の積極的な開催

1) 競技大会運営の円滑な推進

海外の複数強豪国を招待した大会を開催し、日本選手の競技力向上を図り、併せて国際大会運営に必要な、競技役員編成、ボランティアの確保、民間企業の参加、観客動員など大規模な競技運営の経験を重ねる。

ジャパンパラ競技大会など、高レベルの競技大会を国内にて実施

IF の公認や国際クラス分けの実施

2) 選手団を取り巻く環境整備の推進

車いす使用者や重度障がい者の宿泊時及び移動方法の課題とハラール食（イスラム教）など食事対応などの経験を重ねる。

3) 国際役員の養成

国際審判や国際クラス分け等の各種国際委員等の積極的育成

5 国際組織との連携

国際パラリンピック委員会（IPC）、アジアパラリンピック委員会（APC）、国際障がい者スポーツ統括団体（IWAS、CPISRA、IBSA、INAS）や国際競技団体（IF）等との連携、役員の輩出

V 東京 2020 のレガシーについて

東京 2020 開催を契機に、共生社会実現に向けた取り組みを進める。

1 ハード面のアクセシビリティの推進

今後、日本が迎える超高齢化社会を見据えたハード面（空港、公共施設、交通機関、ホテル、タクシー、バスなど）の充実（規則やガイドライン作り）。その過程にある東京 2020 の準備、基本方針の策定

- 1) 海外から来日する障がい者の観戦・観光客への対応
 - ① 空港、移動（電車、バス）、宿泊、食事、オリパラ会場への移動などストレスのない環境整備（ユニバーサルデザイン化）
 - ② 都市案内（標識など）のユニバーサルデザイン化（IT を含む。外国人、障がい者、高齢者）
- 2) 車いす使用者への対応
 - ① 車いす使用者がまとまって宿泊できる割安なホテルの増加
 - ② 車いすのまま乗れる低床バスの増車
 - ③ 地下鉄などの鉄道のエレベータ設置
 - ④ 車いすのまま乗れるタクシー（ロンドンのタクシーを参考）の開発と運行
- 3) 視覚等障がい者などへの対応
 - ① 盲導犬など補助犬への配慮（特にレストランへの啓蒙）
 - ② 点字ブロックや転落防護壁（鉄道）の設置推進
- 4) 高齢化などの対策
 - ① 三世代が快適に宿泊できる割安なホテルの部屋数の増加

2 ソフト面のアクセシビリティ化の推進

核家族化が進んだことや過度のパライバシー保護により、希薄になった人間関係を改善するための方策を講じる。他人との人間関係を近づける（他人への思いやり・共生）取り組みを推進することが将来の日本を豊かにしていく。

- 1) 世界各国から参加する観戦・観光客がストレスのない環境で日本を楽しむために、快適な接遇ができるような取り組みを実施する。
 - ① 日本及び東京（江戸）文化の積極的紹介（インバウンド増加）

世界の中で日本が誇れる（日本特有）ハード面及びソフト面のアピール
礼儀（お辞儀）、封建（江戸）時代の町民文化、四季、自然
ハイテク（新幹線、浄水）、コンビニなどもろもろ
 - ② 競技会場近くの自治会レベルの案内所の設置（地域住民の交流推進）

その地区の文化施設などの紹介、IT を使った通訳
日本や江戸文化の紹介
 - ③ ボランティアによる地域案内（地域住民の交流推進）

自治会活動との連動
 - ④ 商業施設などのグローバルな対応（ユニバーサルデザイン化）
- 2) 地域におけるスポーツ活動の推進

- ① 地域活動の中で各障がい者が参加することで障がい者に対する理解推進
 - ② 自治会活動の活性化（スポーツ活動や運動会の推進）→市民スポーツ大会の推進
 - ③ 障がい者及び高齢者も一緒に活動できる公民館での軽スポーツ活動の推進
 - ④ 地域独自の祭りや民芸など祭事の推進とスポーツとの連携
 - ⑤ 障がい者も一緒になったスポーツ活動推進
 - ⑥ 三世代が楽しめるスポーツイベント実施
- 3) 都市における地域活動の推進
- ① 地域企業の一斉清掃活動の実施
 - ② 地域イベントの活性化
- 4) 企業による運動会の推進
- ① 家族も障がい者も地域住民も一緒に参加
- 5) 各障がいに対する理解・接遇の促進
- ① 地域住民、企業、商店等、ボランティア、大会関係者等に対しての接遇技術等の向上を図る

（目的）

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 スポーツは、人々の権利である。

- 2 スポーツは、青少年の体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う。また、スポーツは、国民の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となる。
- 3 スポーツは、地域における全ての世代の人々の交流が促進される。
- 4 スポーツは、心身の健康の保持増進 及び安全の確保が図られる。
- 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 我が国のスポーツ選手が国際競技大会で優秀な成績を収めることができるよう、効果的に推進する。
- 7 スポーツは、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与する。
- 8 スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施する。
また、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深める

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

＊ 地方公共団体「県、市役所」は責務（責任を持って実施する）がある

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

＊ スポーツ団体は、努力になっている。

政府の障がい者スポーツの所管が厚生労働省（2014年4月に文部科学省に移管）であった2012年3月に公表されたスポーツ基本計画は、スポーツ基本法が示す「スポーツの権利や障がいの種類や程度を配慮したもの」など、健常者のスポーツから比較すると障がい者のスポーツには多くの課題が残されたままであった。障害者に対する現状のスポーツ施策は、課題の大きさ及び多さを考慮し、柱立てて組み立てるべきである。

また、これまで厚生労働行政で進められてきた健康のための身体運動について、2015年10月にスポーツ庁が設置され、文部科学省以外の省庁の連携が深くなったことで、スポーツ活動の中に含めて議論される時期にきている。

1 スポーツの価値の明確化	スポーツ基本法の基本理念に「2 国民の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む」「3 地域における全ての世代の人々の交流が促進される」「4 心身の健康の保持増進 及び安全の確保が図られる」とあり、身体運動の日常化とスポーツの価値を推し進めるムーブメントが必要である。国が強力なリーダーシップを持って実施する。
1 身体運動の日常化	スポーツ基本法の基本理念「4 心身の健康の保持増進」が謳われている。 身体運動は、全ての国民が日常的に行うべきものである。人間は有史以降、身体を動かしながら生活を営んできたが、ここ100年の社会の発達により社会生活が大きく変化し、身体運動を伴わない職種が多くなり、身体運動の重要性に対する認識が薄れている。今回の改正では「身体運動の日常化」について、学習指導要領をはじめ、全国民がその重要性が認識できる取り組みを進める。発育期の身体運動は身体の発育を増進させ、さらに、障がいの種類や程度によるが、その必要性が高い場合がある。
1) 発育発達期の運動	学校体育において「児童・生徒が日常の身体運動の重要性・必要性」を理解し、実践できるようにする。その子どもたちが親になったときに初めて、「豊かなスポーツ文化」が開く。学校教育の中で、体育の第一の目的は「身体運動の日常化」を学ぶことである。授業の中で陸上競技やバスケットボールなどいろいろなスポーツを学ぶことは、その手段であることと、それぞれのスポーツを通して楽しく身体を動かす喜びを経験し、普段の生活に取り入れることである。
2) 身体運動の日常化 (生活習慣病の予防)	身体運動の不足、栄養摂取の過多や偏り及び精神的ストレスが原因で生活習慣病や精神疾患になる人が多く存在する。少なくとも身体運動を日常的に実施し、筋肉量を維持・増加することで健康状況を維持または改善することは明らかである。 「身体運動の日常化」が理解できないものに対する啓蒙が重要。「身体運動の日常化」の重要性をアピールするムーブメントが必要。
3) 障がい者に対する意義	障がい者の中には、身体運動を日常的に実施することで明らかに二次障がいの防止を含め、健康の維持・増進が図られ、豊かな生活を送ることにつながる。例えば、車いす使用者の上半身強化による車の運転可能、両上腕切断の児童・生徒の運動による体幹強化が側湾防止、片下肢切断者の体幹・下肢運動による腰痛防止、下肢障がい者やバランスの悪い障がい者が転倒したときの傷害（ケガ）予防（筋肉及び強い骨が身体を守る）など障がいの種類や程度にもよるが、身体運動の日常化が生活を豊かにすることにつながる。
目 標	国民が生き生きとした「家庭生活」と「社会生活」が送ることができ、元気な日本を作る。 国民がより健康に過ごすことで、社会保障費（医療費）の軽減をめざす。 元気な日本人が多くなることで、スポーツを始め余暇活動が活性化し、文化や経済の発展につながる。 障がい者の生活がより活動的なものとなり、2次障がいの認識が深まる。

スポーツ基本計画見直し

2 スポーツの価値	スポーツの価値は、スポーツ基本法前文や理念で歌っているとおり多岐にわたるが、特に人が生きていくうえで最も価値があるもののうち、精神的な効果、新たな取り組みに対する挑戦及び有効な人間関係の構築について強調する取り組みが必要である。 パラリンピックは、途中で障がい者になったあとの日常生活動作の訓練（リハビリテーション）にスポーツを取り入れたことで、競技スポーツ、エリートスポーツへと発展し、現在はオリンピック、サッカーワールドカップに次ぐ世界的な大きなイベントに育っている。障がい者にとってスポーツは、運動機能の強化による日常生活の活性化、目標に向かっていく過程で養われる精神力の強化及び仲間と共に同じ目標に向かって進む過程で生じる有効な人間関係の構築と考えられる。
1) 導入段階は成功体験の連続	初めてスポーツに取り組んだ時から1週間に1日から2日間、2時間程度習慣的に実施した時期は、確実に運動能力（筋力、持久力、巧緻性、柔軟性や骨密度など）が強化され、技術的にも上達し、精神的には成功体験の連続の時期である。
2) エリート段階はチャレンジ	県レベルや全国レベルで上位を目指すレベルの選手は、自身の競技力や競技環境を客観的に評価し、評価された各領域の課題に対するチャレンジの段階となる。競技力の評価は、各関節の筋力、可動域や持久力などの体力測定、様々な技術、栄養摂取状況とメンタル評価などがある。競技環境の評価では、コーチやボランティア、練習場所、スポーツ用器具、強化資金、スポンサー、所属企業（学校）の支援などがある。 これらの課題を解決するための目標を含めた強化計画を立て、競技会における結果から個々の課題に対する評価、そして次の大会に向けた課題の見直しと課題に対する実行となる。 この段階は課題に対するチャレンジの連続となる。このことが人が生きていくうえで重要な精神力の強化や課題解決の経験となる。 世界一を目指す段階では、さらに厳しい課題解決になり、競技環境においては競技中心の社会環境、強化資金の確保、有能なコーチ、医科学スタッフの支援体制と競技中心の生活が要求され、さらなる精神力の強化や課題（問題）解決の経験となる。
3) 有効な人間関係の構築	スポーツは競技ごとの規則（NF規則、競技規則やドーピング規則など）が設定され、規則を順守する経験が人の成長に有効的に働く。スポーツは共通の規則の中での争いであり、勝者と敗者が明確に区別されるが、競技後は勝者も敗者のそれぞれ讃えあうことに意義が存在する。さらに、敗者であっても、そこに至る過程が重要であり、価値を見出すことができる。 スポーツは、指導者（コーチ）の下で共通の目的を持つ仲間と一緒に競技力向上を目指すことで、時間を共有する人々との濃厚な人間関係を構築することにつながる。さらに、コーチ、先輩や後輩など年齢の異なる世代の交流により、年配者を敬い、また、年少者を導くなど社会性を高める絶好の機会となる。
目 標	スポーツが文化として確立する。 国民のスポーツに対する理解が深まり、スポーツ参加人口が増加する。 地域でのスポーツ人口増加により、地域社会が活性化する。 世代や障がいの有無を問わず、地域におけるスポーツを通じた交流が活性化する。

2 障がい者スポーツの推進	スポーツ基本法の基本理念に「1 スポーツの権利」「2 青少年の体力を向上、豊かな人間性を育む」「5 障害の種類及び程度に応じ必要な配慮」が謳われている。障害者のスポーツの環境は、教育、地域スポーツ、競技力向上や指導者などの場面で多くの課題が残されている。
《現状と課題》 1) 一般学校における障がい児童・生徒の体育の充実	現在の学校教育において、車いす使用、切断やその他所障がいのある児童・生徒は保護者の希望により、一般学校に通学し、満足な体育の授業を受けていない。一般校に通っている障がい児童・生徒はパラリンピックスポーツの経験ができていない。一般学校に通っている車いすや下肢切断の児童・生徒の中には、スポーツ用の車いすやスポーツ用義足を使うことができれば、素晴らしい運動の成功体験が可能となる。 その児童・生徒のスポーツの権利を保障するために、障がいの種類や程度に応じた体育の充実を推進する。 スポーツ用車いすやスポーツ用義足を使用することで、身体活動が飛躍的に広がり、スポーツの楽しさを経験することにつながる。 その他の障がい児童・生徒も障がいの種類や程度に応じた障がい者スポーツの参加により、スポーツの楽しさを経験することにつながる。
《解決策①》 学校の枠を超えた取り組み	都道府県・政令指定都市や教育委員会レベルの取り組みを実施。 障がい者スポーツ推進校を一般校に設置し、障がい者スポーツに必要な用器を整備する。 合同体育（教育の一環として実施、または合同スポーツイベント）を2ヶ月に1回程度実施する。 この体育の指導は、競技団体指導者、障がい者スポーツセンター指導員や協会公認指導者が対応できる。 体育授業は、車いすスポーツ、義足や重度障がい者のスポーツなどに分かれて実施する。1校で全て実施するか、障がいや実施内容ごとに個別に実施する。 本人が所属する学校の体育教員が同行し、その経験により、障がい児童・生徒に対する体育教員の資質向上が図られ、日常の体育授業に工夫が生まれる。車いすや障がい者スポーツの用具を置く学校では、健常児童・生徒の体育に車いすスポーツや障がい者スポーツの授業ができる。 用具の購入や児童・生徒と同行する体育教員の移動手段や費用について対応が必要。
《解決策②》 スポーツ用車いすを使った授業実施	障がい者スポーツ推進校に子ども用のスポーツ用車いすを20～30台位設置する。車いすスポーツができる児童・生徒を集め、車いす操作から、楽しく動き回ることを学び、さらにいろいろなスポーツを経験する。 対象の児童・生徒には「スポーツ用車いす貸出制度」により貸与し、発育状況により大きな車いすに変更できる。 現在子ども用スポーツ車いすは、安価で10万円くらいで販売されている。 スポーツ用車いすの業者との連携を図り、合同体育に参加してもらう。
《解決策③》 スポーツ用義足を使った授業実施	障がい者スポーツ推進校に下肢切断の児童・生徒を集める。 はじめにスポーツ用義足になれることから走ることを学ぶ。さらにいろいろなスポーツを経験する。 対象の児童・生徒には「スポーツ用義足の板バネ部分の貸出制度」により貸与し、発育状況にあったものに変更できる。 子ども用スポーツ義足の板バネ部分、30万円くらいで販売されている。 スポーツ用義足の業者との連携を図り、義足の調整や相談できる環境を作る。
《解決策④》 障がいの種類や程度に応じた授業実施	障がい者スポーツ推進校に上記以外の障がいのある児童・生徒を集める。 障がいの種類や程度にあったスポーツ用器具を準備する。 障がいの種類や程度にあったスポーツを紹介する。スポーツの楽しさを重視する。

《現状と課題》 2) スポーツ用器具について	障がい者スポーツには、障がいの種類により、個人にスポーツ用器具が必要になる。スポーツ用車いす、スポーツ用義足、義手、やその他補装具が必要になる。 スポーツ用車いすの費用は1台30万円、安価なものでも10万円くらいかかる スポーツ用義足に費用は板バネ部分も30万円くらいかかり、その他、ソケット部分もスポーツに耐えうるものが必要になる。 車いす使用や下肢切断の障がい児童・生徒が、これらのスポーツ用具を希望しても個人負担が高額になり所有することは難しい。さらに成長や競技力向上によりこの用器具を買い替えることで高額な費用が発生する。
《解決策①》 スポーツ用具の貸与	車いす使用や切断のある障がい児童や生徒のスポーツ権を保障するために、障がいの認定時にスポーツ用器具の貸与制度を作る。 用器具のレンタル制度などの仕組みを作り、用器具が合わなくなった場合に、要器具を交換する。 このレンタル制度は、県レベルの取り組みが必要で、県立リハビリテーションセンター、大学、障がい者スポーツセンターなどの施設が拠点となり業者との連携により効率家来な運営が望まれる。

《現状と課題》 3) 特別支援学校におけるクラブ活動の活性化	オリンピックを頂点とする競技スポーツへの導入は、小学校時代のスポーツ少年団を始めとし、中等学校、高等学校、そして大学と、健常児は成長過程ごとに準備されたスポーツに参加しチャンピオンを目指す環境が整っている。現在はクラブ活動の衰退がいられているが、本人が望むチャンピオンスポーツは身近なところに存在している。 これに対して障がい児童・生徒の環境について、視覚障がい者や知的障がい者の特別支援学校では運動クラブが存在する。しかし、パラリンピックやグローバルゲームズ（知的障がい者の国際総合大会）で実施されている競技（スポーツ）が実施されているとはいいがたく、また競技力強化の観点からもその環境は著しく低い状況にある。
《解決策①》 クラブ活動の活性化	パラリンピック、グローバルゲームズや全国障がい者スポーツ大会で実施している競技が体験できるようにスポーツ施設の充実や競技用器具の整備する。（サウンドテーブルテニスのテーブル、ネットやボール、ゴールボールのボールやゴール） 放課後は、卒業生や卒業生以外の障がい者（視覚がい害、知的障がい）も参加できるよう総合型地域スポーツクラブのような仕組みにより、クラブ活動を活性化させ、スポーツの楽しみが享受できる環境を整備する。スポーツ施設及び体育教員の充実・資質向上を図るとともに、必要な指導者を外部から招聘する。 地域レベル（仮名称、関東視覚障がい者特別支援学校体育連盟）のスポーツ交流会を開催し、健康の維持・増進、競技力の向上や生徒間の交流を活性化させる。
《解決策②》 視覚障がい生徒の選手強化	筑波大学附属特別支援学校（視覚障がい・東京都文京区）は、全国から視覚に障がいのある生徒が集まり、寄宿舍で生活しながら質の高い教育が実施されている。この学校をスポーツ特別推進校として位置づけ、視覚障がい者の選手強化の拠点（オリンピックのアカデミー機能）として、チャンピオンスポーツの環境を整備する。 パラリンピックで実施されている視覚障がい者の競技について、競技施設の充実と競技用器具を整備とともに、体育教員の充実・資質向上及び外部指導者の招聘などにより選手強化を推進する。（陸上競技、水泳、ゴールボール、柔道、アルペンスキー、クロスカントリースキー）
《解決策③》 その他の選手強化	全国から障がいのある生徒が集まり、寄宿舍のある特別支援学校においては、上記②と同様にスポーツ特別推進校として位置づけ、障がい者の選手強化の拠点（オリンピックのアカデミー機能）として、チャンピオンスポーツを推進する。 パラリンピックやグローバルゲームズで実施されている競技について、競技施設の充実と競技用器具を整備とともに、体育教員の充実及び外部指導者の招聘などにより選手強化を推進する。
《解決策④》 その他の選手強化	特別支援学校を障がい者スポーツ推進校をして位置づけ、上記以外の障がいのある児童・生徒を集める。 パラリンピック、グローバルゲームズや全国障がい者スポーツ大会で実施されている競技について、競技施設の充実と競技用器具の整備とともに、体育教員の充実及び外部指導者の招聘などにより障害者スポーツを推進する。 障がいの種類や程度にあったスポーツを紹介する。スポーツの楽しさを重視する。

《現状と課題》 4) 大学における選手強化、指導者養成、研究推進	現在のスポーツ大学（体育大学、医療系大学及びスポーツ有力校）は、必要なスポーツ施設の設置、オリンピックを頂点とするチャンピオンを目指す学生が競技力向上と合わせ指導者になるための資質向上、最新のスポーツ医科学による支援体制と担当する教授による競技力向上の研究が実施されている。 現在、パラリンピック競技では切断者や視覚障がい者の一部が体育大学で、主に陸上競技、水泳選手が一般の学生に交じって強化を実施している。しかし、車いす選手はまったく実績はない。 2015年12月1日に日本体育大学は、陸上競技部の中に障がい者アスリート部を発足させた。（教授1人、片上肢障害女子2人）
《解決策①》 専門家養成について	体育大学の第一の目的は、スポーツ指導者の養成であり、学生自ら選手強化を実践し、スポーツの資質を向上させている。 現在、スポーツ大学に障がい者スポーツ指導者養成の仕組み（強化カリキュラム）はなく、一部の大学では障がい者スポーツの概論などの授業が選択科目で実施されているが、競技力向上を目的としたものは皆無である。障がい者選手（車いす選手）の学術研究者（指導者）が育たない。 国立系大学において試行的に障がい者スポーツの指導法や競技力向上を目的としたカリキュラムを設定し、担当教授を置き、障がい者が楽しくスポーツに参加できるプログラムの検討、有力障がい選手の競技力向上を推進していただきたい。 現在、パラリンピックに参加した選手が体育大学において指導者の勉強をしていないため、一部の選手（切断や弱視）を除き、障がい者選手の学術研究者（指導者）が育つ環境がない。車いす選手は皆無である。
《解決策②》 強化拠点について	オリンピック競技では、大学でトップアスリートの選手強化が実践され、学生がオリンピックの日本代表となって活躍している。体育大学やスポーツ有力校においては、競技施設や用具の充実、コーチ体制の環境整備や十分な強化活動費の確保により、結果を出すことで大学運営の大きな支えとなっている。 上記と同様に、障がい者スポーツの強化拠点となるように、国立系大学において試行的に障がい者スポーツの競技力向上に必要な環境を整備し、有力選手の競技力向上を推進していただきたい。
《解決策③》 研究拠点について	大学の教授や教員の役割は、学生に専門分野の指導や育成を行うことと、自らの専門分野の研究を行うことである。 障がい者の競技選手の強化を目的としている教授はなく、その学術研究がすすまない。 現在、障がい者の選手強化にかかわっている医科学の専門家は存在するが、自らの大学の研究としてできていない。
《解決策④》 体育指導の研究について	障がいは、大きく身体障がい、知的障がいと精神障がいに分かれ、その中で身体障がいは、視覚障がい、肢体不自由、聴覚障がいと内部障がい（内臓の障がい）に分かれる。さらに肢体不自由は、脊髄損傷（車いす使用者）、切断、脳性麻痺、脳血管障がい、と機能障がいなどの分かれる。 これら障がい者のスポーツ参加には、その種類や程度により、医学的な留意事項や指導上の留意事項などが存在するが、より科学的な裏付けによる指導法の研究が望まれる。 さらに一般校における障がい児童・生徒と健常児と一緒に体育活動に参加できるプログラムが望まれる。